公　告

諸事項

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成30年3月1日

契約担当官

国土交通省航空局長　蝦名　邦晴

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1．当該招請の主旨

本件は、航空安全情報管理・提供システムに係るソフトウェアの運用支援作業の請負を実施するものである。

下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要なソフトウェアの技術情報を有している法人等（以下「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、4．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札へ移行する。

2．業務概要

⑴　業務名　平成30年度航空安全情報管理・提供システム運用支援

⑵　業務内容　当該システムに係るソフトウェアの運用支援作業の請負を実施するものである。

⑶　履行期間　平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3．業務目的

本業務は、航空安全情報管理・提供システムに係るソフトウェアの運用支援作業の請負を実施するものである。

4．応募要件

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　国土交通省航空局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

③　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　業務執行体制に関する要件

①　契約から納入までの行程及び工程管理体を明示出来ること。

②　対象官署毎の実施体制（人員構成、作業責任者、品質管理体制）を明示出来ること。

⑶　運用支援に必要となる技術等に関する要件

本業務を実施するために必要な、特定法人が保有する知的財産権及び技術情報の利用について許諾を受けていることを明示出来ること。

5．手続等

⑴　担当部局

〒100―8918 東京都千代田区霞が関2―1―3　国土交通省航空局予算・管財室契約係　電話03―5253―8111（内線48655）ＦＡＸ03―5253―1656

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

平成30年3月1日から平成30年3月21日まで

場所：⑴に同じ。

⑶　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成30年3月22日17：00

場所：⑴に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

6．その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口

5．⑴に同じ。

⑶　契約の予定日　平成30年4月1日

⑷　随意契約によることとした場合の「政府調達に関する協定」の規定上の理由

第15条b「排他的権利の保護」

⑸　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5．⑴により参加意思確認書を提出することができるが、その者が競争参加資格確認申請書の提出者として選定された場合であっても、競争参加資格確認申請書を提出するためには、競争参加資格確認申請書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑹　その他詳細については、公募説明書による。

7．Summary

⑴　Subject matter of contract : Maintenance Service Aeronautical safety Information Management and Sharing System

⑵　Time-limit to express interests : 17 : 00 22 March 2018

⑶　Contract point for documentation relating to the proposal : Shinpei Ono, Contract section, Budget and Property Administration Office, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1―3 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8918 Japan. TEL 03―5253―8111 (Ext. 48655)

⑷　Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs : Kuniharu Ebina, Director-General of the Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, In frastructure, Transport and Tourism.

⑸　Expected date of the contract award : 1 April 2018

⑹　Reasons for the use single tendering procedures as provided for in the Agreement on Government Procurement : b “Protection of Exclusive Rights”

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第４４号

石川県七尾市白馬町参弐部38番地

債務者　株式会社徳田設備

代表者代表取締役　徳田　宗憲

1　決定年月日時　平成30年２月16日午後１時30分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　菊地　　環

4　破産債権の届出期間　平成30年３月15日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午後１時30分

金沢地方裁判所七尾支部

平成３０年（フ）第１６号

熊本市東区戸島６丁目18番７号

債務者　大栄工業株式会社

代表者代表取締役　守永　龍介

1　決定年月日時　平成30年２月15日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　下山　和也

4　破産債権の届出期間　平成30年３月15日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午前11時

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４０号

福島県西白河郡西郷村大字米字入道山８番地

債務者　有限会社大高工務所

代表者代表取締役　大高　紀元

1　決定年月日時　平成30年２月16日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　大野　貴雄

4　破産債権の届出期間　平成30年３月19日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午前10時

福島地方裁判所白河支部破産係